

平成 21 年度の保育料等について

近年における少子化の進行、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い低年齢児に対する保育や保育時間の延長等の保育需要も多様化してきている状況である。このような中で、利用者からの保育に関する幅広い要望に適切に対応するため、保育所ではこれらの保育需要に対し、きめ細やかな保育サービスの提供が求められている。

中野市の保育料等については、従前より、これらの状況を踏まえて、保護者負担の適正化を図ることを考慮し、国の改定状況を基本に、市の財政状況、保護者負担の軽減等を勘案し、慎重に検討してきた結果、平成 21 年度保育料等については、以下のとおりと考えている。

1 保育料徴収基準額の経過及び階層区分について

平成 17 年 4 月新市の発足に伴い、旧中野市と旧豊田村の合併協議の内容に基づき、旧中野市の保育料を新市の保育料として実施した。

その後、18 年度においては、そのまま据え置きをし、平成 19 年度及び 20 年度は、定率減税改定に伴う各階層区分ごとの所得税額が改正されたが、徴収基準額は、据え置きとされた。

2 平成 21 年度の国における徴収金基準額について

今年度、徴収基準額については、据え置かれることとされた。

3 平成 21 年度の中野市における保育料等について

本市の保育料については、従前から、国の考え方を基本に、市の財政状況等を勘案し定めており、平成 21 年度の保育料については、据え置くこととしたい。

4 平成 21 年度の保育料の国の徴収基準に対しての市の軽減について

本市保育料の据え置き等に伴い、市の保育料の軽減率（国の徴収基準額に対して市が保育料を軽減する率）は、23.22%で、総額で 84,877 千円となる見込である。

また、1 人当たりの平均軽減額をみると年額で 69,528 円、月額で 5,794 円の軽減となる。

その結果、1 人当り平均保育料は 19,162 円となる見込み。

（平成 20 年度は 19,050 円で、県下 19 市中 4 番目に低い金額であった。）

5 中野市入所利用料（私的契約）、長時間保育利用料及び一時的保育利用料
について

(1) 入所利用料（私的契約）

据え置きとする。

(2) 長時間保育利用料

据え置きとする。

(3) 一時的保育利用料

据え置きとする。

6 平成 21 年度県内各市（当市を除く 18 市）の保育料改定状況（予定）
改定状況

据え置き 17 市

引き下げ 1 市

国の徴収基準に対する中野市の徴収割合

平成21年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)

平成21年度保育所徴収金基準額表(中野市徴収金基準額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
第2-1階層	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2階層	市町村民税非課税世帯 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000	6,000	6,000
第3-1階層	市町村民税課税世帯 母子・障害者等の事由による課税世帯	18,500	15,500	15,500
第3-2階層	市町村民税課税世帯 上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	40,000円未満	30,000	27,000 (保育単価限度)	27,000 (保育単価限度)
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	44,500 (保育単価限度)	41,500 (33,470) (保育単価限度)
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	61,000	58,000 (33,470) (保育単価限度)	58,000 (27,260) (保育単価限度)
第7階層	413,000円以上	80,000 (80,030) (保育単価限度)	77,000 (33,470) (保育単価限度)	77,000 (27,260) (保育単価限度)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
第2-1階層	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2階層	市町村民税非課税世帯 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,800 97.8%	5,800 96.7%	5,800 96.7%
第3階層	市町村民税課税世帯	13,300 68.2%	9,800 59.4%	9,800 59.4%
第4-1階層	12,000円未満	19,600 65.3%	17,100 63.3%	17,100 63.3%
第4-2階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以上 40,000円未満 25,700 85.7%	21,800 80.7%	20,300 75.2%
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	40,000 89.9%	26,700 64.3%	23,800 57.3%
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	49,800 81.6%	29,200 50.3%	26,200 45.2%
第7階層	413,000円以上	50,200 62.8%	30,200 39.2%	26,700 34.7%

中野市保育料表

(別表1)

平成21年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 額 (月 額)		
階 層	定 義		3 歳 未満児	3歳児	4 歳 以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2 - 1	第1階層及び 第4 - 1階層	前年度分の 母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2 - 2	第4 - 1階層を 除き、前年分 の所得税非課 税世帯	市町村民税 非課税世帯 上記以外の世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3	前年度分の市町村民税課税世帯		13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4 - 1	前年分の所得税額が 12,000円未満の世帯		19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4 - 2	第1階層を除 き、前年分の	" 12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5	所得 税 課 税	" 40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	世 帯	" 103,000円以上 413,000円未満の世帯	49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7	" 413,000円以上の世帯		50,200 (25,100) 【 0】	30,200 (15,100) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】

同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料()内の額になります。(備考3で説明)

備 考

- 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 母子世帯等及び在宅障害者のいる世帯のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とする。
在宅障害者のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯とする。
- 第2 - 2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無 料 (下段)

- 所得税の適用について、1月から6月までの間は、保育料表の「前年分」を「前々年分」と読み替え、市町村民税の適用について、4月から6月までの間は、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

長時間保育利用料 (月額)

区 分	利用区分	金 額		
		第 1 種	第 2 種	第 3 種
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	平日 午前7時45分～8時30分 午後4時30分～5時45分	0円	0円	0円
	土曜日 午前7時45分～8時30分 正午～午後1時 午後1時～午後6時(特別長時間)	0円	0円	0円
	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時	0円	0円	0円
	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)	0円	0円	0円
前年分所得税非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円
前年分所得税課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円

()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

第3種及び特別長時間を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。

(別表4)

一時的保育利用料(1回)

区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

事業内容

利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井

平成21年度 市保育料改定試算

中野市分	年間保育 延べ人員	支 弁 総 額	1人当り 支弁額 ÷	国徴収金	市調定額	軽 減 額 - =	1人当り 国徴収金 ÷ =	1人当り 市保育料 ÷ =	1人当り 軽減額 -	軽減率 %	アップ率	
											国	市
平成元年	15,223	463,938,730	30,476	293,635,870	259,573,820	34,062,050	19,288	17,051	2,237	11.60%	3.79	3.17
平成2年	14,350	487,749,010	33,989	298,087,110	251,743,415	46,343,695	20,772	17,543	3,229	15.55%	4.55	0.00
平成3年	14,571	532,650,520	36,555	323,658,690	270,903,265	52,755,425	22,212	18,592	3,620	16.30%	6.02	4.66
平成4年	14,695	571,499,800	38,890	347,631,890	284,788,955	62,842,935	23,656	19,380	4,276	18.08%	5.39	0.00
平成5年	15,143	612,381,420	40,439	371,624,110	301,121,610	70,502,500	24,540	19,885	4,655	18.97%	4.01	1.35
平成6年	14,141	574,964,990	40,659	358,467,590	289,578,420	68,889,170	25,349	20,478	4,871	19.22%	3.72	1.66
平成7年	13,879	587,710,730	42,345	388,568,040	299,592,065	88,975,975	27,996	21,586	6,410	22.90%	2.28	0.00
平成8年	13,997	611,653,310	43,698	390,751,920	302,484,750	88,267,170	27,916	21,611	6,305	22.59%	2.48	0.53
平成9年	13,919	649,664,450	46,674	405,732,720	308,003,530	97,729,190	29,149	22,128	7,021	24.09%	1.63	0.26
平成10年	14,630	673,281,720	46,020	418,066,760	320,640,708	97,426,052	28,575	21,917	6,658	23.30%	0.05	1.05
平成11年	14,593	664,265,370	45,519	401,004,480	309,709,735	91,294,745	27,479	21,223	6,256	22.77%	0.00	0.00
平成12年	14,852	680,714,210	45,833	393,624,380	295,032,493	98,591,887	26,503	19,865	6,638	25.05%	2.45	4.52
平成13年	14,229	688,805,540	48,408	386,680,930	286,932,737	99,748,193	27,175	20,165	7,010	25.80%	5.30	2.68
平成14年	14,298	684,148,040	47,849	370,639,410	281,937,836	88,701,574	25,922	19,719	6,203	23.93%	0.00	0.00
平成15年	14,546	693,067,410	47,646	361,732,160	272,424,649	89,307,511	24,868	18,728	6,140	24.69%	0.00	1.72
平成16年	15,111	714,288,270	47,269	364,724,390	273,010,451	91,713,939	24,136	18,067	6,069	25.15%	0.00	1.02
平成17年	16,472	776,041,170	47,112	418,956,810	307,709,963	111,246,847	25,434	18,681	6,753	26.55%	0.00	0.00
平成18年	16,344	767,193,470	46,940	417,701,260	310,271,506	107,429,754	25,556	18,984	6,572	25.72%	0.00	0.00
平成19年	16,159	767,769,070	47,513	393,402,050	300,328,115	93,073,935	24,345	18,586	5,759	23.66%	0.00	0.00
平成20年	15,516	737,627,550	47,539	389,536,940	295,585,292	93,951,648	25,105	19,050	6,055	24.12%	0.00	0.00
平成21年	14,646	698,406,480	47,685	365,518,980	280,641,300	84,877,680	24,956	19,162	5,794	23.22%	0.00	0.00

平成21年については4/1から5/1までの入所実績により見込んだ数値。

平成16年以前のデータについては、旧中野市分のみの数値

平成21年度保育料改定資料

19市保育料軽減額等調査

コード	市名	平成17年度 <small>(安曇野市は平成17年10月合併のため数値なし)</small>						平成18年度						平成19年度						平成20年度								
		一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位	延児童数	国徴収金 (千円)	市保育料 (千円)	一人当りの月 平均保育料	順位	一人当りの 軽減額	順位	軽減率%	順位
1	長野市	20,160	8	7,723	3	27.70	3	20,406	9	8,058	3	28.31	4	20,305	10	7,300	8	26.44	9	102,731	2,835,858	2,085,944	20,305	9	7,300	9	26.44	7
2	松本市	17,853	1	6,149	11	25.62	10	19,093	4	6,577	8	25.62	7	19,020	3	6,841	9	26.45	8	62,514	1,637,390	1,206,626	19,302	7	6,891	11	26.31	9
3	上田市	21,003	14	6,122	12	22.57	12	20,204	8	6,774	7	25.11	8	20,305	11	6,582	10	24.48	10	30,781	838,583	628,361	20,414	10	6,830	12	25.07	12
4	岡谷市	20,360	9	7,689	4	27.41	5	19,707	6	8,443	1	29.99	2	20,388	12	7,696	6	27.40	6	15,856	444,561	323,964	20,432	11	7,606	5	27.13	6
5	飯田市	20,969	13	5,940	13	22.08	13	21,485	12	5,631	14	20.77	14	19,165	5	7,894	5	29.17	3	37,720	1,029,836	718,889	19,059	6	8,244	4	30.19	4
6	諏訪市	20,965	12	5,151	15	19.72	15	32,497	19	6,430	10	16.52	15	22,629	17	5,603	15	19.85	15	16,313	466,694	375,654	23,028	18	5,581	15	19.51	15
7	須坂市	20,676	10	6,367	10	23.54	11	20,741	11	6,407	11	23.60	11	21,189	13	6,012	13	22.10	14	15,948	443,581	345,758	21,680	14	6,134	13	22.05	14
8	小諸市	18,794	5	6,815	8	26.61	6	21,969	15	3,649	18	14.25	18	21,576	15	3,582	18	14.24	18	8,081	208,066	178,433	22,081	16	3,667	18	14.24	18
9	伊那市	23,414	18	4,728	16	16.80	16	21,818	14	6,289	12	22.38	12	19,904	7	8,132	3	29.01	4	26,023	708,573	476,708	18,319	2	8,910	2	32.72	2
10	駒ヶ根市	21,640	15	7,504	5	25.75	9	21,551	13	7,020	6	24.57	10	21,225	14	7,959	4	27.27	7	10,619	308,498	228,806	21,547	13	7,505	7	25.83	11
12	大町市	19,448	6	7,373	6	27.49	4	18,964	2	8,373	2	30.63	1	19,056	4	8,770	1	31.52	1	7,607	212,916	132,661	17,439	1	10,550	1	37.69	1
13	飯山市	19,712	7	6,926	7	26.00	8	19,224	5	6,289	13	24.65	9	20,072	8	6,135	12	23.41	13	7,852	208,246	153,915	19,602	8	6,919	10	26.09	10
14	茅野市	22,647	17	4,155	18	15.50	18	22,771	17	4,061	16	15.13	16	23,001	18	3,954	17	14.67	17	21,129	559,985	463,106	21,918	15	4,585	16	17.30	16
15	塩尻市	18,722	4	8,420	1	31.02	1	19,793	7	7,349	5	27.08	5	19,765	6	8,431	2	29.90	2	21,045	559,356	400,995	19,054	5	7,525	6	28.31	5
16	千曲市	18,707	3	7,791	2	29.40	2	18,790	1	7,699	4	29.07	3	18,790	2	7,421	7	28.31	5	20,473	559,369	388,585	18,980	3	8,342	3	30.53	3
17	佐久市	22,072	16	4,203	17	15.99	17	22,228	16	3,919	17	14.99	17	21,924	16	4,082	16	15.70	16	28,686	764,614	646,247	22,528	17	4,126	17	15.48	17
18	東御市	20,750	10	5,559	13	21.13	13	20,525	10	5,445	15	20.97	13	20,131	9	6,347	11	23.97	11	10,350	287,713	212,018	20,485	12	7,314	8	26.31	8
19	安曇野市							23,915	18	2,407	19	9.14	19	24,559	19	1,482	19	5.69	19	28,151	727,372	662,547	23,535	19	2,303	19	8.91	19
11	中野市	18,681	2	6,754	9	26.55	7	18,984	3	6,573	9	25.72	6	18,586	1	5,760	14	23.66	12	15,516	389,536	295,585	19,050	4	6,055	14	24.12	13
	平均	20,365		6,409		23.94		21,298		6,179		22.55		20,610		6,315		23.33		25,652	694,250	522,358	20,461		6,652		24.43	

長野市は現時点で平成20年度の状況がまとまっていないので平成19年度の数値とした



平成21年4月から 長時間保育の利用時間を 拡大します

市では、保育所を利用される皆さんの利便性を考慮し、さらなる子育て支援に取り組むため、平成21年4月1日から長時間保育と一時的保育について、次のとおり拡大・変更することとしました。

保育所の入所申し込みの際の参考にしてください。

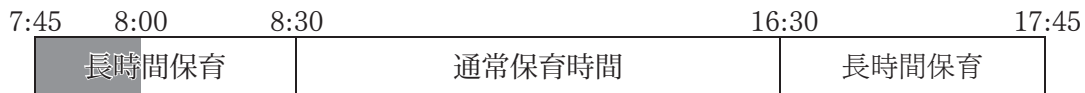


○長時間保育の開始時間を15分ずつ繰り上げ、新たに第3種長時間保育を平野保育園でも行います。なお、料金の変更はありません。

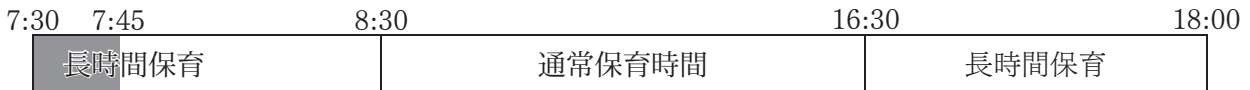
(変更後は、次のようになります<平日>)

 は拡大部分

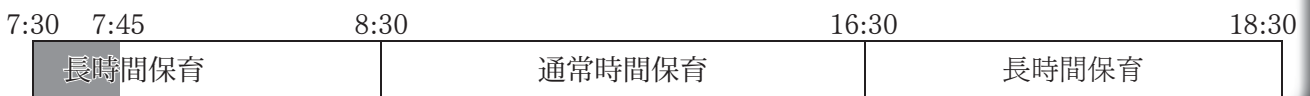
第1種(全保育所で実施)



第2種(全保育所で実施)



第3種(西町保育園、みよし保育園に加えて平野保育園で実施)

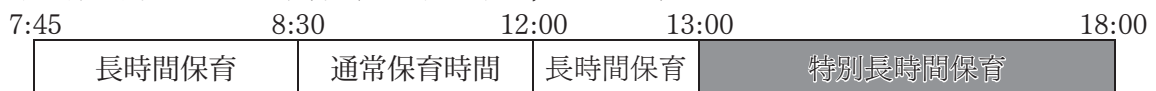


○西町保育園、みよし保育園、平野保育園で、土曜日の長時間保育を午後6時まで延長します。なお、対象は3保育所で長時間保育を利用される方に限らせていただきます。

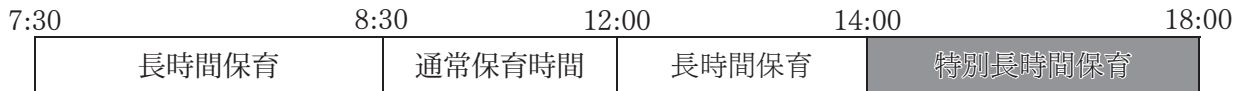
(土曜日の特別長時間保育)

 は拡大部分

第1種長時間保育を利用の場合(利用料月額1,800円)



第2種・第3種長時間保育を利用の場合(利用料月額1,500円)



※被保護世帯や支援給付受給世帯の方の利用料は無料となります。

○一時的保育実施園 永田保育園から豊井保育園に変更します

一時的に保育に欠けるお子さんを、短期間保育所でお預かりする一時的保育について、現在実施している4保育所のうち永田保育園を豊井保育園に変更します。

なお、松川保育園、平岡保育園、たかやしる保育園は変更ありません。

※平成21年度の保育所への入所申し込みは、11月10日(月)から11月25日(火)まで、各保育所、市役所保育課で受け付けます。

問い合わせ先 市役所保育課保育係 ☎ (22) 2111 (内線293)

保育所運営審議会委員名簿

(任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日)

(敬称略)

氏名	備考
三井 寛	民生児童委員
小林 良成	民生児童委員
永沢みき江	主任児童委員
長島 克己	中野市区長会長
中村 和代	松川保育園保護者会長
坂本 一寿	永田保育園保護者会長
渡辺さつき	ひよこ保育園父母の会会長
黒岩 町子	中野市女性団体連絡協議会

中野市保育所運営審議会条例

平成17年4月1日条例第96号

中野市保育所運営審議会条例

(設置)

第1条 中野市保育所条例(平成17年中野市条例第95号)第6条に規定する保育料並びに中野市保育所利用料徴収条例(平成17年中野市条例第97号)第2条に規定する費用及び運営に関し必要な事項について、市長の諮問に応じ審議するため、中野市保育所運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童委員
- (2) 保育所に入所している児童の保護者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。